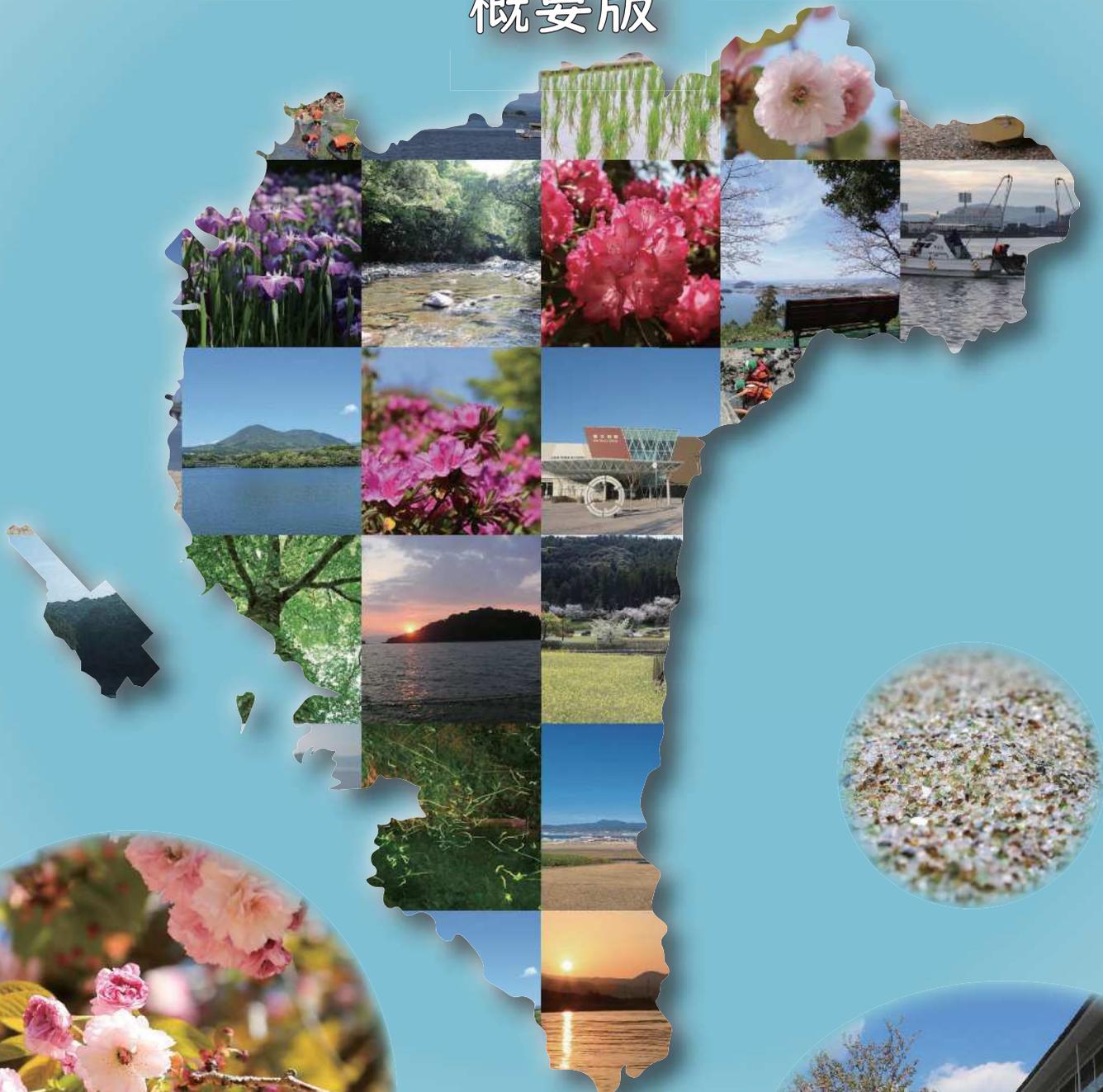


# 第三次 大村市環境基本計画 概要版



令和5年3月

# 第1章 基本的事項

## 1. 計画の趣旨

「大村市環境基本計画」は、「大村市環境基本条例(以下「条例」という。)」条例第3条の基本理念及び条例第7条の施策の基本方針の実現に向けて、条例第8条に基づき策定するものです。

## 2. 計画改定の背景

大村市では、2001(平成13)年3月に「大村市環境基本計画(以下「第一次計画」という。)」を、2013(平成25)年3月に「第二次大村市環境基本計画(以下「第二次計画」という。)」を策定し、環境保全に関する施策を総合的に進めてきましたが、計画策定時から環境問題を取り巻く社会情勢は大きく変化し、より一層の取組が求められています。

また、国の環境基本計画が目指すべき持続可能な社会の姿も変化してきました。国の「第二次環境基本計画(2000[平成12]年)」では、持続可能な社会を「循環」と「共生」を基調とし、現在世代及び将来世代が共に環境の恵沢を享受できる社会としていました。しかし、東日本大震災後に閣議決定された「第四次環境基本計画(2012[平成24]年)」では、持続可能な社会を「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が統合的に達成されるとともに、「安全」がその基盤として確保されている社会としています。

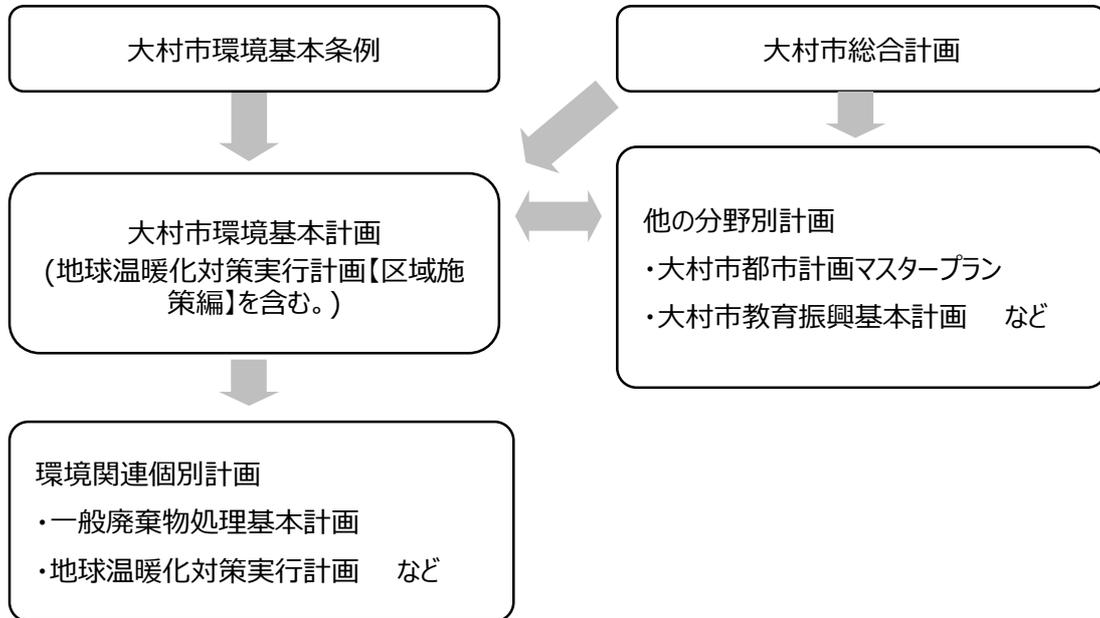
さらに、地球温暖化対策推進法の改正に伴い、脱炭素に向けた取組がこれまで以上に求められており、「第五次環境基本計画(2018[平成30]年)」では、SDGs やパリ協定など国際的な潮流を踏まえつつ、環境政策による経済・社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことを目指しています。

大村市ではこのような状況を踏まえ、前計画を改定し「第三次大村市環境基本計画(以下「本計画」という。)」を策定することにしました。なお、本計画には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく地球温暖化対策実行計画【区域施策編】を含めて策定しています。

また、2050(令和32)年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、2023(令和5)年2月に、「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

### 3. 計画の位置付け

本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。また、「第5次大村市総合計画」の環境部門における最上位計画として、同計画の将来像及び基本目標を環境面から実現するための計画です。



### 4. 計画の目標年次

本計画は、10年後の2032(令和14)年度を目標年度としつつ、「大村市総合計画」との整合を図りながら、施策の進行管理を図っていきます。

また、基本目標ごとに関連指標を設定し、5年後の2027(令和9)年度までの取組状況を把握していきます。

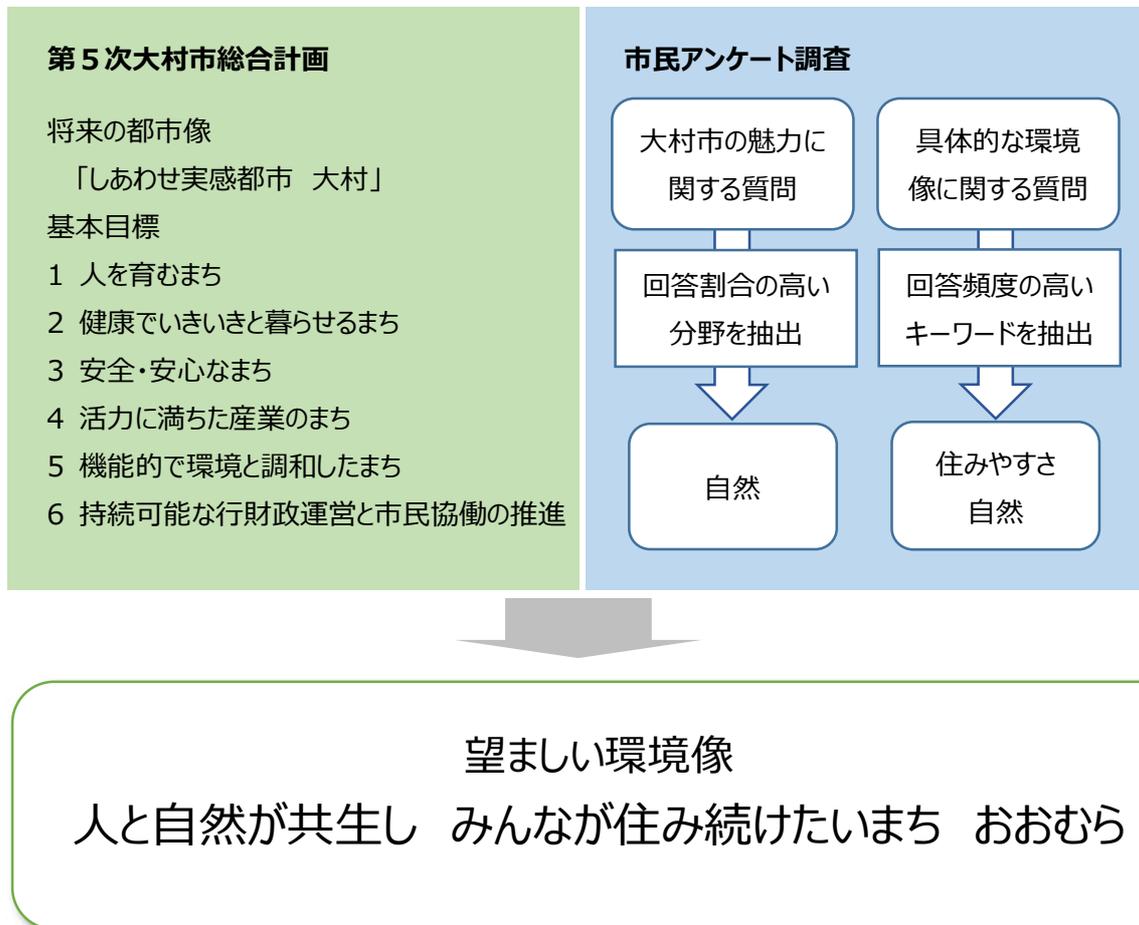
なお、その結果をもとに、目標年度である2032(令和14)年度に向け、関連指標を含めた取組のあり方を見直していきます。

令和(年度)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
西暦(年度)	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
第三次大村市環境基本計画	開始年度				中間年度					目標年度

## 第2章 計画の目標

### 5. 望ましい環境像

「望ましい環境像」とは、市・市民・事業者が協働で目指す大村市のあるべき環境の姿を示すものです。「第5次大村市総合計画」の将来像及び基本目標並びに市民アンケート調査から導き出された大村市の魅力及び望む環境像などを踏まえ、次のとおり設定します。



## 第3章 施策の展開

### 6. 市・市民・事業者の役割

望ましい環境像を実現するためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割を理解するとともに、環境についての情報を共有し、協働して環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

#### 市の役割

大村市の自然や地域特性を活かしながら、良好な環境を保全・創出し、次の世代に引き継ぐため、本計画の施策を体系的・総合的に推進するとともに、各主体の自主的な環境に配慮した行動を促進します。

また、社会活動における市の果たす役割が大きいことを踏まえ、自らが率先して、事務事業に伴う環境への負荷の低減に努めます。さらに、広域的な取組が必要とされる課題については、国や県、近隣自治体と協力・連携して対応します。

#### 市民の役割

地域の環境保全活動への参加や環境学習などを通じて、環境問題についての考えを深め、環境にやさしいライフスタイルの定着を図ります。

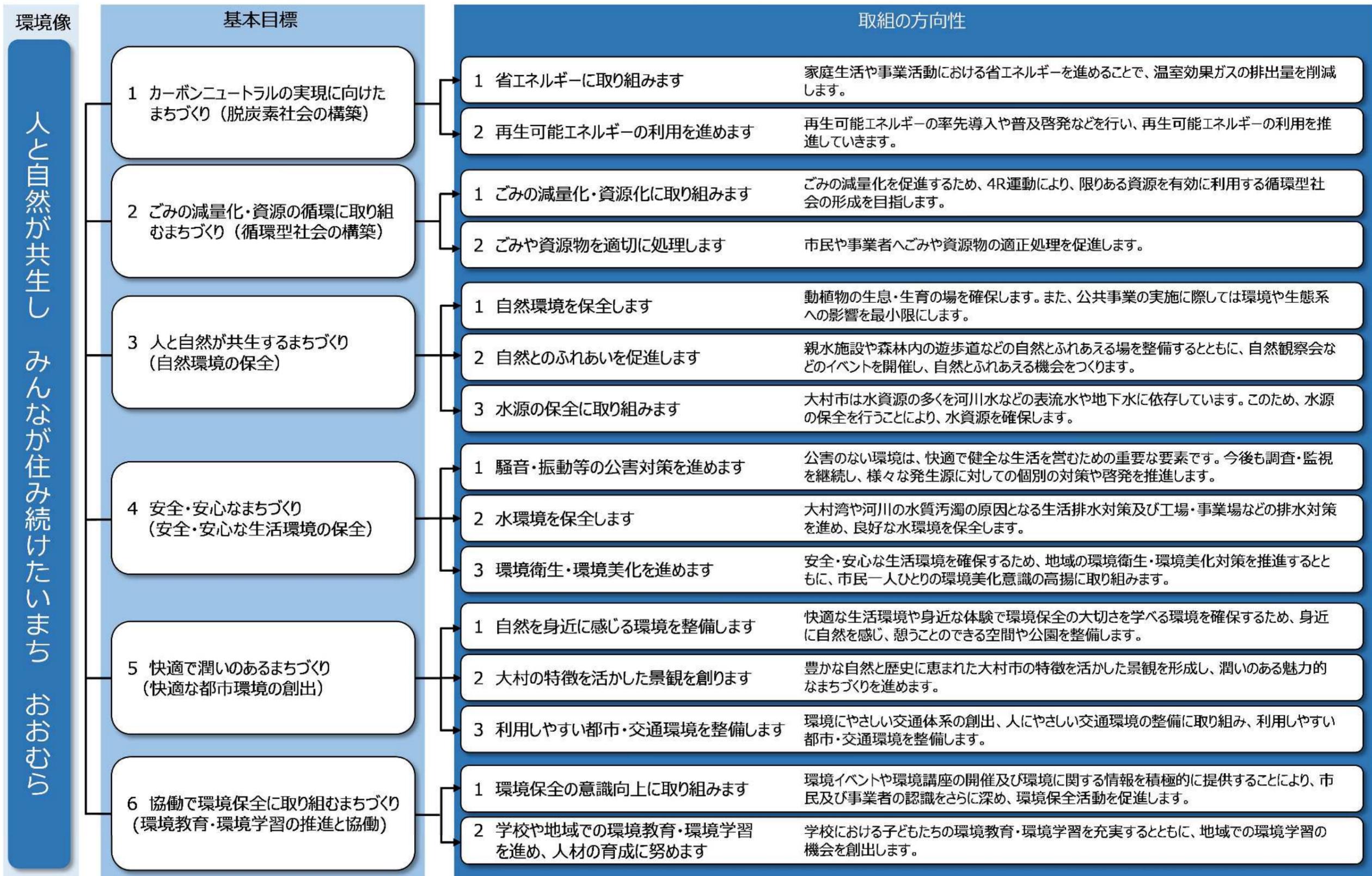
まずは、できることから行動し、市・事業者と協働しながら、積極的に環境に配慮した行動を実践します。

#### 事業者の役割

環境にやさしいビジネススタイルの定着を図るとともに、環境負荷の少ない製品などの普及を推進します。

また、市が実施する施策への協力や地域の環境保全活動などに参加することにより、地域の良好な環境づくりに貢献します。

7. 施策の体系



本計画では、取組の方向性とSDGsのゴールを関連付けて掲載します。

## 8. 関連指標

※基準値は原則として R3 年度の実績とするが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が乖離している場合は、影響のない直近の年度の実績とする。

### 基本目標 1 カーボンニュートラルの実現に向けたまちづくり（脱炭素社会の構築）

取組の方向性	項目	単位	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
1-1	市の公共施設における温室効果ガスの総排出量	t-CO <sub>2</sub>	28,812 (R3)	27,648	27,066
	市域 CO <sub>2</sub> 排出量	千 t-CO <sub>2</sub>	442 (R1)	393	362
	優良な民間住宅への支援件数	件	211 (R3)	165	165
	公用車の次世代自動車導入率 (特殊車両を除く)	%	10.3 (R3)	基準値より 増加する	基準値より 増加する
1-2	公共施設の太陽光発電の設備容量	kW	684 (R3)	基準値より 増加する	基準値より 増加する

### 基本目標 2 ごみの減量化・資源の循環に取り組むまちづくり（循環型社会の構築）

取組の方向性	項目	単位	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
2-1	1 人 1 日あたりの家庭系ごみ(資源を除く)排出量	g/人・日	530 (R2)	500	499
	事業系ごみ排出量(環境センターへの搬入量)	t/年	10,599 (R2)	11,704	11,939
	リサイクル率	%	19.3 (R2)	16.4	16.1
2-2	不法投棄回収量 (可燃物・不燃物)	kg	3,527 (R3)	3,570	3,490
	埋め立てされる最終処分量	t/年	3,948 (R2)	3,017	3,045

### 基本目標 3 人と自然が共生するまちづくり (自然環境の保全)

取組の方向性	項目	単位	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
3-1	大村湾の COD 値	mg/L	2.4 (R3)	2.0	2.0
	保安林指定面積	ha	832 (R3)	基準値を維持する	基準値を維持する
3-2	森林イベントへの参加者数	人/年	55 (R1)	59	59
3-3	保安林指定面積 (再掲)	ha	832 (R3)	基準値を維持する	基準値を維持する

※大村湾における COD の環境基準達成は、2.0mg/L 以下

### 基本目標 4 安全・安心なまちづくり (安全・安心な生活環境の保全)

取組の方向性	項目	単位	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
4-1	騒音に係る環境基準の達成率 (道路に面していない地域)	%	昼間：96 夜間：92 (R3)	環境基準の達成に努める	環境基準の達成に努める
	自動車騒音に係る要請限度以下の達成率	%	100 (R3)	基準値を維持する	基準値を維持する
4-2	大村湾の COD 値 (再掲)	mg/L	2.4 (R3)	2.0	2.0
	汚水処理人口普及率	%	99.6 (R3)	99.6	99.7
	水洗化率	%	97.6 (R3)	98.5	98.7
4-3	市民大清掃への参加者数	人	9,647 (R1)	10,200	10,400
	里親制度による市道管理延長	m	28,175 (R3)	38,700	40,600

※大村湾における COD の環境基準達成は、2.0mg/L 以下

基本目標 5 快適で潤いのあるまちづくり (快適な都市環境の創出)

取組の方向性	項目	単位	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
5-1	1 人当たりの都市公園面積	m <sup>2</sup> /人	6.6 (R3)	8.4	8.4
	親水空間の設置か所	か所	23 (R3)	24	24
	さくら・花苗の緑化面積	ha	12.1 (R3)	12.1	12.1
5-2	街なみが美しく住みやすいと感じる市民の割合	%	74 (R3)	80	81
	景観形成地区 (上小路周辺地区)における重要路線の整備率	%	56.4 (R3)	100.0	100.0
5-3	歩道の段差解消必要か所数	か所	255 (R3)	239	231
	鉄道の平均乗車人数(竹松駅及び大村駅)	人/日	3,539 (R1)	3,700	3,700
	バス 1 便あたりの利用者数	人/便	14.5 (R1)	13.0	14.0
	市道の改良率	%	68.3 (R3)	69.0	70.0
	都市計画道路の改良率	%	70.1 (R3)	74.0	75.0

基本目標 6 協働で環境保全に取り組むまちづくり(環境教育・環境学習の推進と協働)

取組の方向性	項目	単位	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
6-1	市民大清掃への参加者数(再掲)	人	9,647 (R1)	10,200	10,400
	沿岸清掃への参加者数	人	2,927 (H30)	4,300	5,000
6-2	環境講座・環境イベントの参加者数	人/年	977 (R1)	1,000	1,000

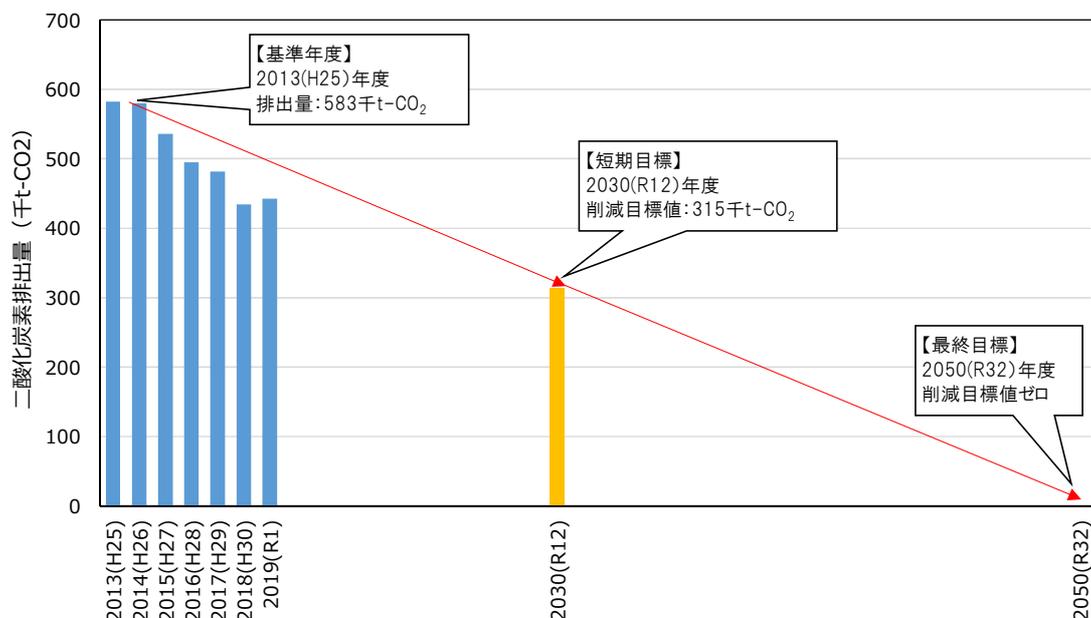
## 第4章 地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

### 9. 地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

大村市においては、これまでも、再生可能エネルギーの導入促進等の取組を行ってきましたが、近年の国際的な動向や国内の動向を踏まえ、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があります。このため、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、住民や地域の事業者とも連携の上、地球温暖化対策に取り組んでいくこととし、大村市として「ゼロカーボンシティ」を目指します。

これまでの排出状況を加味し、大村市の二酸化炭素排出量削減の目標は、2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で46.0%削減とします。これは国の地球温暖化対策計画における削減目標「2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比46.0%削減」を踏まえ、設定しています。

また、最終目標については、国の長期目標と同様に、2050(令和32)年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。



二酸化炭素排出量の削減目標

地球温暖化対策（区域施策編）における施策は以下のとおりです。

## 1. 省エネルギーに取り組みます

### ◆市民・事業者による省エネ活動の推進

具体的な省エネ活動及びその効果に関する情報発信などを行い、省エネ活動の普及啓発に努めます。

- 家庭や事業所における節電やスマートムーブなどの省エネ型ライフスタイルの定着
- クールビズやウォームビズの積極的な実施
- リモートワークや時差出勤などの実施
- 節電や節水など、家庭でできる省エネ活動の推進

### ◆建築物等の省エネ化の推進

市が率先して建築物等の断熱化・長寿命化などを推進するとともに、市民・事業者へ情報提供し、省エネルギー技術の普及に取り組みます。

- 公共施設の断熱化・長寿命化の推進、省エネルギー設備・機器を率先的導入
- 市民・事業者による建築物の断熱化・長寿命化の推進、省エネルギー設備・機器の導入

### ◆交通における燃料使用の抑制

市が率先して環境対応車の導入などに取り組むとともに、市民・事業者に対して環境対応車導入の普及啓発やエコドライブなどのスマートムーブの推進を行うことにより、交通における燃料使用を抑制します。

- 市による環境対応車の率先的導入
- エコドライブなどのスマートムーブの推進・実施
- 地産地消による、フードマイレージの低減

## 2. 再生可能エネルギーの利用を進めます

### ◆再生可能エネルギーの率先導入

太陽光や風力熱利用システムなどを活用した再生可能エネルギーを今後も率先して公共施設に導入します。

- 公共施設への再生可能エネルギーの率先導入

### ◆再生可能エネルギーの導入促進

市民・事業者に対し、再生可能エネルギーの普及啓発や補助制度に関する情報発信を行うことにより導入を促進します。

- 再生可能エネルギーの普及啓発や補助制度に関する情報発信
- 市民・事業者による再生可能エネルギーの導入

◆地域資源の活用

バイオマスや小水力など、地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を検討します。

バイオマス・小水力などの再生可能エネルギーの導入検討

3. ごみの減量化・資源化に取り組みます

◆ごみの減量化・資源化による二酸化炭素排出量の削減

ごみを減量化・資源化することで、ごみ処理にかかる二酸化炭素排出量の削減を推進するとともに、市民・事業者へ情報提供し、ごみの減量化・資源化の普及に取り組みます。

- 4R 運動の推進
- リサイクル製品等の利用推進
- 廃棄物系バイオマスの利活用推進
- 過剰包装や使い捨て製品の使用抑制
- ごみの適正な分別や店頭回収の積極的な実施

4. 利用しやすい都市・交通環境を整備します

◆利用しやすい都市・交通環境の整備による二酸化炭素排出量の削減

環境にやさしい交通体系の創出、人にやさしい交通環境の整備に取り組み、利用しやすい都市・交通環境を整備します。

- 公共交通機関の利便性の向上
- 自動車から自転車への利用転換

5. 地球温暖化防止の意識向上に取り組みます

◆地球温暖化防止の意識向上による二酸化炭素排出量の削減

環境イベントや環境講座の開催及び環境に関する情報を積極的に提供することにより、市民及び事業者の認識を更に深め、地球温暖化防止活動を促進します。

- 地球温暖化防止活動の推進
- 環境情報の収集・提供

## 第5章 計画の推進

### 10. 推進体制

大村市環境協議会において、本計画の総合的な進行管理を行います。

計画の進行状況は、市民・事業者などへ公表するとともに、大村市環境審議会に報告します。また、計画の見直し等については、大村市環境審議会の意見を聴きます。

#### 大村市環境審議会

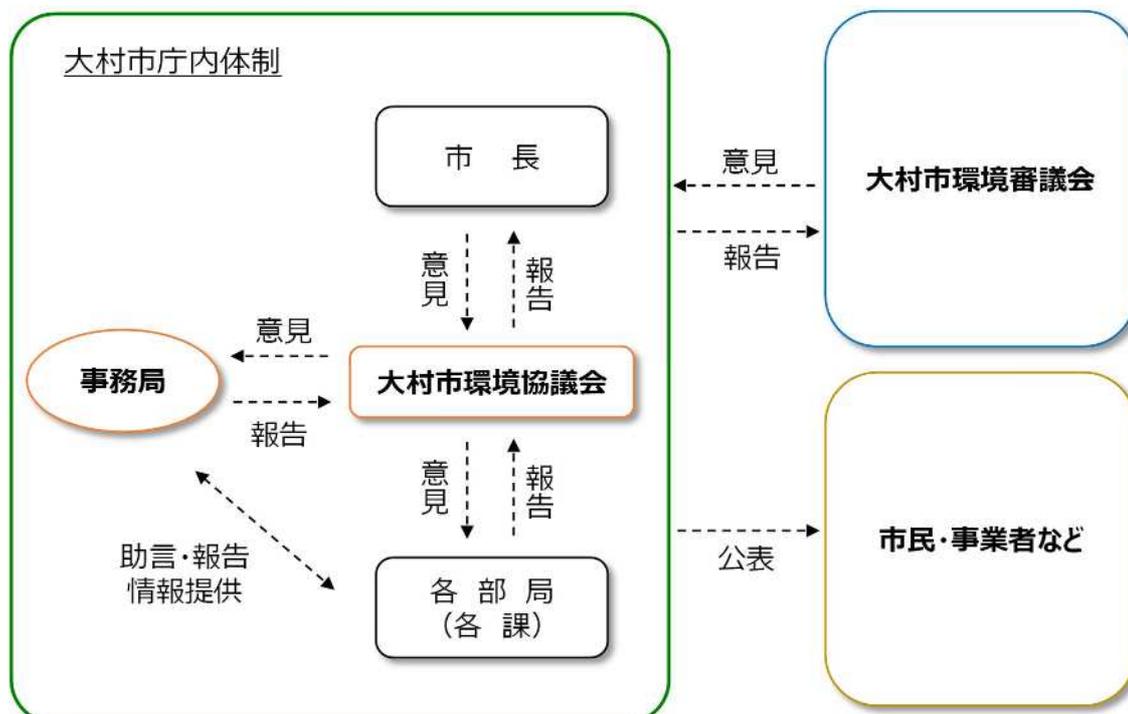
大村市環境基本条例第21条に基づき、大村市の環境の保全に関する基本的事項について調査審議を行う組織で、計画の進行状況等に関する報告を受けて、これに対して意見を述べます。

#### 大村市環境協議会

庁内各部局の代表者で構成し、本計画の進行状況や見直すべき事項等についての把握と調整を行います。

#### 事務局

計画の進行状況の把握を行います。



## 1 1. 進行管理

進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、PDCA 方式により実施します。

### Plan = 計画

環境基本計画の策定・改定を行います。

### Do = 実施

本計画に基づき、関係各課において、施策を実施します。

### Check = 点検

各施策で設定した関連指標及び取組状況を把握し、本計画の進行状況を点検します。また、その結果をとりまとめ、公表します。

### Action = 見直し

施策の点検の結果をもとに、必要に応じて施策・事業の見直しを行い、取組方針や組織体制等に反映します。

